

## 市町村議会議員研修 視察報告書

研修者	原田真光
日時	令和元年8月7日(水)～8月9日(金)
場所	全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市)
テーマ	市町村議会議員研修[3日間コース]「1年目議員のために」
対応者 (講師)	静岡県立大学経営情報学部教授 小西 敦 全国市議会議長会調査広報部 副部長 本橋 謙治 明治大学名誉教授 中邨 章
<p><b>概要</b></p> <p>地方自治と地方議会(小西教授)</p> <p>地方議会は憲法上に設置を求められており、地方自治法によって細かな規定が設けられている</p> <p>地方議会は憲法41条により国権の最高機関、唯一の立法機関である国会とは異なる地位 地方議員は兼職・兼業の禁止</p> <p>2008年地方自治法改正により議員報酬が他の行政委員会等の報酬とは異なることを明確化、名称を「議員報酬」に改めた</p> <p>議長・副議長の任期は法律上、議員の任期 実際は75パーセント以上が1,2年</p> <p>通年議会制の是非 専決処分の減少に繋がる</p> <p>議員の除名処分や失職について法律上規定されているものの、議員は選挙で信託を受けており重要な職責を伴う</p> <p>議員報酬の額が妥当かどうかはセンシティブな問題だが、実際問題として議員報酬だけでは収支が赤字になる議員がいて、若い議員が出てこないことの原因の一つ</p> <p>議会と議員について(本橋副部長)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方議会の活動期間</li> <li>2. 地方議会の会議と招集 通年会期制のメリット <ol style="list-style-type: none"> <li>①突発的な災害等が発生した場合にも迅速に対応可能</li> <li>②委員会の活動等が柔軟に適時適切に実施可能</li> <li>③専決処分が原則実施できない</li> </ol> </li> </ol>	

④本会議や委員会等の審議時間が増加

通年会期制のデメリット

①審議日数等の増加に伴う費用弁償等、議会開催経費増大の可能性

②会期内の一事不再議の適用期限の不明確化

③議員の発言の取消・訂正の実施可能時期の不明確化

④③の発言の確定と会議録の作成及び配布

⑤④に伴う議会事務局の負担増

3. 本会議の運営に関する基本的な事項

・分割付託の危険性

分割した事件が継続審議、賛否で分かれた場合

議員の身分と職責について（本橋副部長）

1. 地方議会の議員の法的地位

2. 議員（議会）の職責

3. 議員の権限行使における留意点

(1)議員の資料請求権と調査権

所謂 100 条調査権は強力なので使用には細心の注意が必要

(2)動議

(3)議員の発言の免責特権

地方議員には適用されない

(4)議員の守秘義務

議員は特別職に該当するので対象外（議員が一般職でないことの弊害）

議員のセクハラ・パワハラ

地方議会人への期待－住民の信頼と政策イノベーション（中邨名誉教授）

1. 地方議会人の平均像

2. 議会改革の足跡と課題

定数と報酬

3. 地方議会は何故、評価されないか

二元制と代議制

4. 政策イノベーション

人口減少

防災と危機管理

## 5. 政策創造の技法

### 所感

議員の身分（権利）は憲法に規定されており、手厚く守られている。地方議会議員は地方自治法により議員にできることが細かく定められている。以上のように本来は大きな権利を持つ地方議員ではあるものの、実態として首長に比べ力がなく、住民のためにできることが限られていることは改善しなければならない。行政・首長・議員の立場は違えども住民福祉の向上を目指すという目的は同じであるので、それぞれが適切な役割を果たすための権利の配分を考えなければならない。

住民（日本国民）がそれぞれ持っている権利（参政権）を行使して選ばれた立場にいますので、議員が辞める・辞めないという議論も議員自らの意思を超えた力が働く。議員は住民の信託を受けた立場にいますことを忘れてはならない。

一般質問の意義は、オフィシャルな場で市政に関する情報を行政から得、住民に提供すること、という知見は新鮮だった。一般質問は住民福祉のため、という視点は意識していたが一般質問を行うことそのものに意義があることは、これから先の議員活動において意識していきたい。行政も議員も法律に則った存在で、できること・できないことは法律に規定されているものが多いことは既知であったが、条文にはないものの慣習で行われていることも少なくはないことを知った。無記名投票や委員会の傍聴を積極的に公開しないことは国会議員と比較して、地方議員が住民との距離が近いことから生まれた、という説明があったがその点は異議を唱えたい。常に記名投票を行い自らの意思を表明することは、隠すことではなくむしろ積極的に公開すべきであるし、委員会での議員間・執行部とのやりとりは形式的なきらいがある議会でのやりとりよりも魅力的であるように思われる。住民との距離が近いことで投票や発言が変わるようでは、いつまで経っても行政・議員と住民との距離があることの証左に他ならない。

—作成者 原田真光 —